

静岡県告示第298号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により静岡県県営住宅滞納家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目15番3号 TCF丸の内ビル3階

(2) 商号及び代表者の氏名

セントラル法律事務所

弁護士 前川 弘美

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで